

高松市監査委員告示第29号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年11月30日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

# ▶ 監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(平成29年11月30日)

<監査対象団体等>

公益財団法人

高松市スポーツ振興事業団



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 平成29年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査対象局（公の施設を所管する局）

創造都市推進局（スポーツ振興課）

## 2 監査対象団体（指定管理者）

公益財団法人高松市スポーツ振興事業団

## 3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局 （スポーツ振興課）		1	1
2	公益財団法人 高松市スポーツ振興事業団		1	1
	合計		2	2

**【指摘】**  
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

**【意見】**  
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

## 4 監査実施期間

平成29年8月28日から平成29年11月6日まで

## 5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	創造都市推進局 （スポーツ振興課）	平成28年度及び平成29年度において、指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ振興事業団が行った、公の施設の管理に係る出納その他の事務
2	公益財団法人 高松市スポーツ振興事業団	平成28年度及び平成29年度において、指定管理者として行った、公の施設の指定管理業務全般

## 6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。  
監査に当たっては、公の施設を所管する創造都市推進局スポーツ振興課及び指定管理者である公益財団法人高松市スポーツ振興事業団から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。  
また、平成29年9月27日及び28日に、施設管理運営状況を確認するため、実地監査を行った。

## 7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 8 事情聴取（平成29年11月6日実施）の状況



監査委員による事情聴取

# 公益財団法人高松市スポーツ振興事業団の概要

## 1 設立年月日

昭和61年4月1日に設立され、平成25年4月1日から「公益財団法人高松市スポーツ振興事業団」と名称変更。

## 2 所在地

高松市福岡町四丁目36番1号

## 3 指定管理と基本方針について

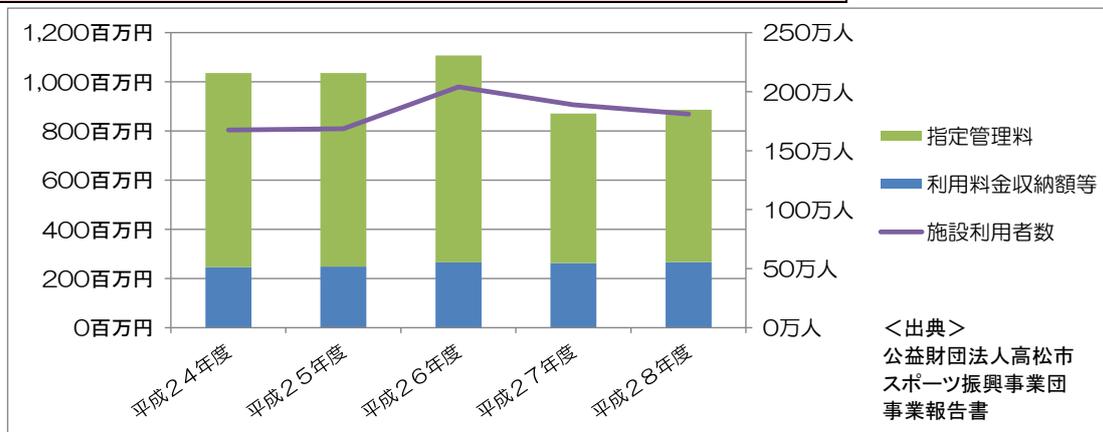
公益財団法人高松市スポーツ振興事業団は、高松市から指定を受けた39のスポーツ施設の指定管理者として、施設及び附帯設備の安全で機能的な管理と効率的な運営を行っている。

また、スポーツ施設等を効果的、効率的に活用して、健康増進とスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、生涯スポーツを推進することにより、住民が広くスポーツに親しむことができる機会を提供し、地域スポーツの拠点としてのコミュニティの活性化に努めている。



名 称	公益財団法人高松市スポーツ振興事業団
連絡先	香川県高松市福岡町四丁目36番1号 ☎087-822-0211
高松市担当課	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 スポーツ振興課
連絡先	香川県高松市番町一丁目8番15号 ☎087-839-2626

## 4 利用料金収納額等、施設利用者数及び指定管理料の推移



※平成26年5月から東部運動公園が新たに指定管理施設に追加（平成26年度は公園緑地課所管）  
※平成27年度から利用料金制度の導入

## 5 指定管理者が行う業務内容

- (1) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する業務
- (2) 使用許可及びその変更の許可、使用許可の取消し並びに使用の停止に関する業務
- (3) 特別の設備及び備付け以外の器具の使用に係る許可に関する業務
- (4) 入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (5) スポーツ施設の維持管理その他の規則で定める業務

## 平成29年度財政援助団体等監査結果一覧

H29.11.30

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	局及び団体等
1	意見	スポーツ施設の修繕計画について	P5	創造都市推進局 (スポーツ振興課)
2	意見	施設修繕の分割発注について	P6	公益財団法人高松市 スポーツ振興事業団

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成29年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第29号

告示日

平成29年11月30日

所管課等

スポーツ振興課

区分

意見

意見の項目

スポーツ施設の修繕計画について

意見を付す理由

スポーツ施設については、実地監査において、早急に修繕を実施すべき施設や指定管理者による応急修繕で対応している施設が見受けられた。利用者の安全は確保できているとはいえ、できるだけ早い改修が望まれる。  
また、多くの施設で老朽化が進み、維持管理にかかる費用は今後も増加することが予想されるため、指定管理者からの修繕要望を受けての予算要求だけでは、施設の所管課としての修繕計画が十分であるとは言えない。

意見

スポーツ施設の修繕については、利用者の安全を最優先に確保し、効率的に実施するためにも、指定管理者からの修繕要望書だけでなく、所管課としての修繕計画を立てられたい。  
なお、施設の利用状況や住民ニーズ、維持管理にかかる経費等の視点から、施設の統廃合についても検討されたい。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／監査対象団体等	平成29年度／公益財団法人 高松市スポーツ振興事業団
----------------	-------------------------------

告示番号	高松市監査委員告示第29号	告示日	平成29年11月30日
------	---------------	-----	-------------

所管課等	公益財団法人 高松市スポーツ振興事業団	区分	意見
------	------------------------	----	----

意見の項目	施設修繕の分割発注について
-------	---------------

意見を付す理由	高松市スポーツ施設の管理に関する仮基本協定書において、130万円以下の施設修繕については、指定管理者の責任分担であると定められているが、この修繕について、競技ルール改正に伴い修繕すべき時期から、大きく遅れているものが見受けられた。また、本来ひとつの修繕として発注すべき案件を分割発注することは、修繕経費の縮減、事務の簡素化の面からも経済的、効率的であるとは言えない。
---------	---

意見	施設修繕については、利用者にとって不便とならない適正な時期に、一括発注による見積徴取を実施し、経費の縮減と効率的な修繕に努められたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市スポーツ施設管理運営業務仕様書 第1総則 1-(1)-カ及びキ
----------	------------------------------------

内容	1 一般的事項 (1) 管理運営の基本方針 スポーツ施設の管理運営における基本方針を次に示す。 カ 効率的な管理運営を行うこと。 キ 管理運営経費の縮減に努めること。
----	---